

滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和5年滋賀県条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号
 - ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
 - イ 顔の骨格および皮膚の色ならびに目、鼻、口その他の顔の部位の位置および形状によって定まる容貌
 - ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉ならびに声道の形状およびその変化
 - オ 歩行の際の姿勢および両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - カ 手のひらまたは手の甲もしくは指の皮下の静脈の分岐および端点によって定まるその静脈の形状
 - キ 指紋または掌紋
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号および同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号および同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- (4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号および同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号および加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号および組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号および被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号および組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保

険者番号

- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号および被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号および保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第4条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失もしくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、または発生したおそれがある事態
 - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態
 - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態
 - (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態
- 2 議長は、条例第11条の規定による本人への通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。
- (1) 概要
 - (2) 漏えい等が発生し、または発生したおそれがある保有個人情報の項目
 - (3) 原因
 - (4) 二次被害またはそのおそれの有無およびその内容
 - (5) その他参考となる事項

（電磁的方法）

第5条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第6条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限および責任を明確に定めること。

(2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

(3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(要配慮個人情報)

第7条 条例第17条第1項第6号の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴または犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防および早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、または疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導または診療もしくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者または被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年またはその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人情報ファイル簿の作成および公表)

第8条 条例第17条第1項に規定する帳簿は、個人情報ファイル簿(別記様式第1号)とする。

2 議長は、個人情報ファイル(条例第17条第2項各号に掲げるものおよび同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項および第5項において同じ。)を保有するに至ったときは、遅滞なく、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

3 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

4 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

6 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、毎年度、これをインターネットの利用により公表しなければならない。

7 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第2条第4項第1号に係る個人情報ファイルまたは同項第2号に係る個人情報ファイルの別
- (2) 条例第2条第4項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- (3) 整理番号
- (4) 作成年月日または直近の修正年月日
- (5) 外部委託の有無

8 条例第17条第2項第1号カの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与または報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用または選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア 執行機関の職員または当該職員であつた者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者またはアに掲げる者の被扶養者または遺族

- (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者および前号アまたはイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与または報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第4項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的および記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第4項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的および記録範囲の範囲内であるものとする。

（開示請求書）

第9条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（別記様式第2号）とする。

（開示請求における本人確認手続等）

第10条 条例第19条第2項の規定により提示し、または提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 保有個人情報開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名および住所または居所と同一の氏名および住所または居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律またはこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者が本人であることを確認するに足りるもの
- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、または提出することができない場合にあっては、当該開示請求者が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 保有個人情報開示請求書を議長に送付して開示請求をする場合には、開示請求者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

- (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求をする日前30日以内に作成されたもの
- 3 条例第18条第2項の規定により代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を議長に提示し、または提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。
(開示決定等の通知)

第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間および場所ならびに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数および送付に要する費用
- (4) 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項
(開示決定通知書等)

第12条 条例第24条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

- (1) 全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書(別記様式第3号)
- (2) 一部を開示する旨の決定 保有個人情報一部開示決定通知書(別記様式第4号)
- 2 条例第24条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書(別記様式第5号)により行うものとする。
(開示決定等期間延長通知書)

第13条 条例第25条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書(別記様式第6号)により行うものとする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第14条 条例第26条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(別記様式第7号)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知等)

第15条 条例第27条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に係る意見照会書(条例第27条第1項用)(別記様式第8号)により行うものとする。

- 2 条例第27条第2項の書面は、保有個人情報の開示請求に係る意見照会書(条例第27条第2項用)(別記様式第9号)とする。
- 3 条例第27条第1項または第2項に規定する意見書は、第三者開示決定等意見書(別記様式第10号)とする。
- 4 議長は、条例第27条第1項または第2項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情

報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先および提出期限

6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかを別およびその理由

7 条例第27条第3項の規定による通知は、反対意見に係る保有個人情報の開示決定通知書（別記様式第11号）により行うものとする。

（電磁的記録の開示の方法）

第16条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他音声または映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの聴取もしくは視聴または複写した物の交付

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 次に掲げる方法

ア 当該電磁的記録を用紙に出力した物の閲覧または交付

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生した物の閲覧または複写したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）または当該電磁的記録を電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法（当該方法により開示することが容易である場合に限る。）

2 前項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写した物または用紙に出力した物の写しにより、これを行うことができる。

（開示の実施の方法等の申出）

第17条 条例第28条第3項の規定による申出は、保有個人情報開示実施方法等申出書（別記様式第12号）により行うものとする。

2 条例第24条第1項の規定による通知があつた場合において、保有個人情報開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

（訂正請求書）

第18条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（別記様式第13号）とする。

（訂正請求への本人確認手続等に関する規定の準用）

第19条 第10条（第4項および第5項を除く。）の規定は、訂正請求における本人確認手続等について準用する。この場合において、同条第1項中「第19条第2項」とあるのは「第32条第2項」と、同条第3項中「第18条第2項」とあるの

は「第31条第2項」と読み替えるものとする。

(訂正決定通知書等)

第20条 条例第34条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

- (1) 全部を訂正する旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書（別記様式第14号）
- (2) 一部を訂正する旨の決定 保有個人情報一部訂正決定通知書（別記様式第15号）

2 条例第34条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書（別記様式第16号）により行うものとする。

(訂正決定等期間延長通知書)

第21条 条例第35条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書（別記様式第17号）により行うものとする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第22条 条例第36条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（別記様式第18号）により行うものとする。

(保有個人情報の訂正通知書)

第23条 条例第37条の規定による通知は、保有個人情報の訂正通知書（別記様式第19号）により行うものとする。

(利用停止請求書)

第24条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（別記様式第20号）とする。

(利用停止請求への本人確認手続等に関する規定の準用)

第25条 第10条（第4項および第5項を除く。）の規定は、利用停止請求における本人確認手続等について準用する。この場合において、同条第1項中「第19条第2項」とあるのは「第39条第2項」と、同条第3項中「第18条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(利用停止決定通知書等)

第26条 条例第41条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

- (1) 全部を利用停止する旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書（別記様式第21号）
- (2) 一部を利用停止する旨の決定 保有個人情報一部利用停止決定通知書（別記様式第22号）

2 条例第41条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書（別記様式第23号）により行うものとする。

(利用停止決定等期間延長通知書)

第27条 条例第42条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（別記様式第24号）により行うものとする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第28条 条例第43条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（別記様式第25号）により行うものとする。

(滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書)

第29条 条例第45条第2項の規定による通知は、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書（別記様式第26号）により行うものとする。

付 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年滋賀県議会告示第1号）は、廃止する。
- 3 滋賀県議会に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規程（平成16年滋賀県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

別表滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年滋賀県議会告示第1号）の規定によりその例によることとされる知事の保有する個人情報の保護に関する規則（平成7年滋賀県規則第65号）の項を次のように改める。

滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年滋賀県議会告示第2号）	第10条第4項
---	---------

別記

様式第1号（第8条関係）

個人情報ファイル簿

整理番号		作成年月日または直近の修正年月日	年 月 日
個人情報ファイルの名称			
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称			
個人情報ファイルの利用目的			
個人情報ファイルに記録されている項目			
要配慮個人情報 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）			
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法			
記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合の提供先	<input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無		
外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称および所在地	(名称)		
	(所在地)		
訂正・利用停止に関	(根拠法令)		

する他の法令の規定による特別の手續等	(内容)	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 条例第2条第4項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 条例第2条第4項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	第8条第9項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備	考	

様式第2号（第9条関係）

収受番号	番
収受年月日	年 月 日

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(宛先)

滋賀県議会議長

住所（居所） 〒

氏 名

電話番号

滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容および開示の実施方法等

開示請求に係る保有個人情報の内容 開示請求をしようとする保有 個人情報が特定できるように 具体的に記載してください。	
開示の実施方法等	<input type="checkbox"/> 窓口における開示 <input type="checkbox"/> 閲覧または視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他（ ） 開示を希望する日時 年 月 日 時 <input type="checkbox"/> 写しの送付による開示

2 開示請求者の本人確認書類（代理人が請求する場合は、代理人の本人確認書類）

開示請求者の本人 確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 郵送による請求の場合は、本人確認書類の写しに住民票の写し （開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を添 えて送付してください。
------------------	---

3 代理人の別、代理人の資格を証明する書類および本人の氏名等

代理人の別および 代理人の資格を証 明する書類	<input type="checkbox"/> 法定代理人による請求 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人資格証 明書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
-------------------------------	---

	<p>※ 開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。</p> <p><input type="checkbox"/>任意代理人による請求</p> <p><input type="checkbox"/>委任状（原本）</p> <p>添付資料（<input type="checkbox"/>委任者の印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/>その他（ ））</p> <p>※ 委任状（原本）および印鑑登録証明書は、開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。</p>
<p>代理人が開示請求をしようとする場合における本人の氏名等</p>	<p>(1) 本人の氏名</p> <p>(2) 本人の住所（居所）</p> <p>(3) 本人の電話番号</p>

(県使用欄)

注1 のある欄には、該当するにレ印を記入してください。

2 本人確認書類として個人番号カードの写しを提出する場合は、表面（個人番号の記載がない面）のみを複写してください。また、本人確認書類として健康保険の被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号および被保険者等記号・番号が見えないように塗りつぶしてください。

3 郵送により開示請求をする場合の住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、当該個人番号が見えないように塗りつぶしてください。

4 開示請求をした代理人が当該開示請求に係る保有個人情報の開示が行われる前に資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を届け出てください。

5 任意代理人が開示請求をする場合は、①委任状に委任者本人が押印した上で、押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を添付するか、②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

様式第3号（第12条関係）

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

滋賀県議会議長



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示について、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり開示をすることに決定しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
收受年月日および 收受番号	年 月 日 收受番号 番
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施方法等	開示の実施方法等については、 <input type="checkbox"/> にレ印の記入がある方法等のとおりです。
	<input type="checkbox"/> 御希望いただいた実施の方法等で実施します。 <input type="checkbox"/> 窓口における開示 <input type="checkbox"/> 閲覧または視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 開示日時 年 月 日 () 時 分 開示場所
	<input type="checkbox"/> 写しの送付による開示 写しの送付に要する費用 円 写しの作成に要する費用 円 ※ 送付に要する費用は郵便切手、写しの作成に要する費用は現金または郵便為替により納付してください。 準備に要する日数 約 日（費用受領後、写しの送付の準備日数）
	<input type="checkbox"/> 保有個人情報開示実施方法等申出書による調整 御希望いただいた実施の方法等では開示を行うことができない（開示の実施の方法等の求めがない）ので、同封の保有個人情報開示実施方法等申出書に必要事項を御記入の上、担当所属に提出してください。 窓口における開示の実施を希望する場合は、次の期間および時間から指定していただきます。また、この通知の日から30日以内に担当所属に対して申出する必要があります。

	年 月 日から 年 月 日まで 時 分から 時 分まで
担 当 課 等	電話番号
備 考	

注1 指定された保有個人情報の開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ電話等で担当課等に連絡してください。

2 窓口における開示を受ける際は、この通知書と開示請求をした本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、個人番号カード、健康保険の被保険者証等）の提示が必要です。

様式第4号（第12条関係）

保有個人情報一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

滋賀県議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり一部を開示することに決定しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
收受年月日および 收受番号	年 月 日 收受番号 番
開示する保有個人情報の利用目的	
不開示とした部分	
不開示とした理由	
開示の実施方法等	開示の実施方法等については、 <input type="checkbox"/> にレ印の記入がある方法等のとおりです。
	<input type="checkbox"/> 御希望いただいた実施の方法等で実施します。 <input type="checkbox"/> 窓口における開示 <input type="checkbox"/> 閲覧または視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 開示日時 年 月 日 () 時 開示場所
	<input type="checkbox"/> 写しの送付による開示 写しの送付に要する費用 円 写しの作成に要する費用 円 ※ 送付に要する費用は郵便切手、写しの作成に要する費用は現金または郵便為替により納付してください。 準備に要する日数 約 日（費用受領後、写しの送付の準備日数）
	<input type="checkbox"/> 保有個人情報開示実施方法等申出書による調整 御希望いただいた実施の方法等では開示を行うことができない（開示の実施の方法等の求めがない）ので、同封の保有個人情報開示実施方法等申出書に必要事項を御記入の上、担当所属に提出してください。

	<p>窓口における開示の実施を希望する場合は、次の期間および時間から指定していただきます。また、この通知の日から30日以内に担当所属に対して申出する必要があります。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで 時 分から 時 分まで</p>
担 当 課 等	電話番号
備 考	

注1 指定された保有個人情報の開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ電話等で担当課等に連絡してください。

- 2 窓口における開示を受ける際は、この通知書と開示請求をした本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、個人番号カード、健康保険の被保険者証等）の提示が必要です。

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に滋賀県議会議長に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として（滋賀県議会議長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号（第12条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

滋賀県議会議長



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示について、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第2項の規定により、次のとおり開示をしないことに決定しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
收受年月日および 收受番号	年 月 日 收受番号 番
不開示とした理由	
担 当 課 等	電話番号
備 考	

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に滋賀県議会議長に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として（滋賀県議会議長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第6号（第13条関係）

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

滋賀県議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
收受年月日および 收受番号	年 月 日 收受番号 番
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等	電話番号
備考	

様式第7号（第14条関係）

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

滋賀県議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第26条第1項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
收受年月日および 收受番号	年 月 日 收受番号 番
開示請求に係る保有個人情報のうち 相当の部分について開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
条例第26条第1項の規定を適用する理由	
担 当 課 等	電話番号
備 考	

様式第8号（第15条関係）

保有個人情報の開示に係る意見照会書
（条例第27条第1項用）

第 号
年 月 日

様

滋賀県議会議長



あなた（貴社）に関する情報が含まれている保有個人情報について、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定により開示請求があり、当該保有個人情報を開示することについて開示決定を行う参考とするため、同条例第27条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報について開示することにつき御意見があるときは、別紙意見書を御提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴社）に関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先および問合せ先(担当課等)	〒 所在地 電話番号
備 考	

様式第9号（第15条関係）

保有個人情報の開示に係る意見照会書
（条例第27条第2項用）

第 号
年 月 日

様

滋賀県議会議長



あなた（貴社）に関する情報が含まれている保有個人情報について、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定により開示請求があり、当該保有個人情報を開示することについて開示決定を行う参考とするため、同条例第27条第2項の規定により、御意見を伺います。

つきましては、当該保有個人情報について開示することにつき御意見があるときは、別紙意見書を御提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴社）に関する情報の内容	
条例第27条第2項第1号または第2号の規定の適用区分およびその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先および問合せ先（担当課等）	〒 所在地 電話番号
備 考	

様式第10号（第15条関係）

第三者開示決定等意見書

年 月 日

(宛先)

滋賀県議会議長

住所（居所） 〒

氏 名

電話番号

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示に関する御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第11号（第15条関係）

反対意見に係る保有個人情報の開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

滋賀県議会議長



あなた（貴社）から 年 月 日付けで提出のありました意見書に係る保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第27条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴社）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担当課等	電話番号
備考	

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に滋賀県議会議長に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として（滋賀県議会議長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過す

る前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第12号（第17条関係）

保有個人情報開示実施方法等申出書

年 月 日

(宛先)

滋賀県議会議長

住所（居所） 〒

氏 名

電話番号

滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第28条第3項の規定により、次のとおり申し出ます。

收受年月日および 收受番号	年 月 日 收受番号 番
求める開示の実施 の方法等	<input type="checkbox"/> 窓口における開示 <input type="checkbox"/> 閲覧または視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他（ ） 実施を希望する日時 年 月 日 時 <input type="checkbox"/> 写しの送付による開示
保有個人情報の一 部のみの開示の実 施を求める場合の 当該部分の内容	
保有個人情報の部 分ごとに異なる方 法による開示の実 施を求める場合 における当該部分ご との実施の方法	
担 当 課 等	電話番号
備 考	

注1 □のある欄には、該当する□にレ印を記入してください。

2 保有個人情報の一部のみの開示の実施を求める場合または保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合は、所定の欄に必要事項を記入してください。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第13号（第18条関係）

収受番号	番
収受年月日	年 月 日

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先)

滋賀県会議長

住所（居所） 〒

氏 名

電話番号

滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第32条第1項の規定により、次のとおり開示を受けた保有個人情報の訂正を請求します。

1 訂正請求に係る保有個人情報について

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示請求書の収受番号 番 開示決定通知書の日付 年 月 日 開示を受けた保有個人情報の内容
訂正の趣旨および理由 <small>（訂正を求める箇所、内容および理由を具体的に記載してください。）</small>	

2 訂正請求者の本人確認書類（代理人が請求する場合は、代理人の本人確認書類）

訂正請求者の本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 郵送による請求の場合は、本人確認書類の写しに住民票の写し（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を添えて送付してください。
--------------	--

3 代理人の別、代理人の資格を証明する書類および本人の氏名等

代理人の別および代理人の資格を証明する書類	<input type="checkbox"/> 法定代理人による請求 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。
-----------------------	---

	<input type="checkbox"/> 任意代理人による請求 <input type="checkbox"/> 委任状（原本） 添付書類（ <input type="checkbox"/> 委任者の印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）） ※ 委任状（原本）および印鑑登録証明書は、訂正請求をする 日前30日以内に作成されたものに限る。
代理人が訂正請求を しようとする場合に おける本人の氏名等	(1) 本人の氏名 (2) 本人の住所（居所） (3) 本人の電話番号

(県使用欄)

- 注1 のある欄には、該当するにレ印を記入してください。
- 2 本人確認書類として個人番号カードの写しを提出する場合は、表面（個人番号の記載がない面）のみを複写してください。また、本人確認書類として健康保険の被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号および被保険者等記号・番号は見えないように塗りつぶしてください。
 - 3 郵送により訂正請求をする場合の住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、当該個人番号が見えないように塗りつぶしてください。
 - 4 訂正請求をした代理人が当該訂正請求に係る保有個人情報の訂正が行われる前に資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を通知してください。
 - 5 任意代理人が訂正請求をする場合は、①委任状に委任者本人が押印した上で、押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を添付するか、②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

様式第14号 (第20条関係)

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

滋賀県議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第1項の規定により、次のとおり訂正をすることに決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
保有個人情報訂正請求書の收受年月日および收受番号	年 月 日 収受番号 番
訂正請求の趣旨	
訂正年月日	年 月 日
担当課等	電話番号
備考	

様式第15号（第20条関係）

保有個人情報一部訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

滋賀県議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第1項の規定に基づき、次のとおり一部を訂正することに決定しましたので、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
保有個人情報訂正請求書の收受年月日および收受番号	年 月 日 収受番号 番
訂正請求の趣旨	
訂正する内容および理由	(訂正内容) (訂正理由)
訂正年月日	年 月 日
不訂正の内容および理由	(不訂正内容) (不訂正理由)
担当課等	電話番号
備考	

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に滋賀県議会議長に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に滋賀

県を被告として（滋賀県議会議長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

滋賀県議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第2項の規定に基づき、次のとおり訂正をしないことに決定しましたので、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
保有個人情報訂正請求書の收受年月日および收受番号	年 月 日 收受番号 番
訂正をしない理由	
担当課等	電話番号
備考	

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に滋賀県議会議長に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として（滋賀県議会議長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第17号（第21条関係）

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

滋賀県議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
保有個人情報訂正請求書の收受年月日および收受番号	年 月 日 收受番号 番
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等	電話番号
備考	

様式第18号（第22条関係）

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

滋賀県議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第36条第1項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
保有個人情報訂正請求書の收受年月日および收受番号	年 月 日 收受番号 番
条例第36条第1項の規定を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担当課等	電話番号
備考	

様式第19号（第23条関係）

保有個人情報の訂正通知書

第 号
年 月 日

（保有個人情報の提供先）様

滋賀県議会議長



（保有個人情報の提供先）に提供している保有個人情報については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定のための情報	
訂正をした内容および理由	
担当課等	電話番号
備考	

様式第20号（第24条関係）

収受番号	番
収受年月日	年 月 日

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先)

滋賀県議会議長

住所（居所） 〒

氏 名

電話番号

滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第39条第1項の規定により、次のとおり開示を受けた保有個人情報の利用停止を請求します。

1 利用停止を求める保有個人情報について

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示請求書の収受番号 番 開示決定通知書の日付 年 月 日 開示を受けた保有個人情報の内容
利用停止の趣旨および理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 条例第38条第1項第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 条例第38条第1項第2号該当 → 提供の停止 (理由)

2 利用停止請求者の本人確認書類（代理人が請求する場合は、代理人の本人確認書類）

利用停止請求者の本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 郵送による請求の場合は、本人確認書類の写しに住民票の写し(利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を添えて送付してください。
----------------	--

3 代理人の別、代理人の資格を証明する書類および本人の氏名等

代理人の別および	<input type="checkbox"/> 法定代理人による請求
----------	-------------------------------------

代理人の資格を証明する書類	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 資格証明書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。
	<input type="checkbox"/> 任意代理人による請求 <input type="checkbox"/> 委任状（原本） 添付資料（ <input type="checkbox"/> 委任者の印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）） ※ 委任状（原本）および印鑑登録証明書は、利用停止請求をする 日前30日以内に作成されたものに限る。
代理人が利用停止請求をしようとする場合における本人の氏名等	(1) 本人の氏名 (2) 本人の住所（居所） (3) 本人の電話番号

(県使用欄)

- 注1 のある欄には、該当するにレ印を記入してください。
- 2 本人確認書類として個人番号カードの写しを提出する場合は、表面（個人番号の記載がない面）のみを複写してください。また、本人確認書類として健康保険の被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号および被保険者等記号・番号は見えないように塗りつぶしてください。
- 3 郵送により利用停止請求をする場合は、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、当該個人番号が見えないように塗りつぶしてください。
- 4 利用停止請求をした代理人が当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止が行われる前に資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を届け出てください。
- 5 任意代理人が利用停止請求をする場合は、①委任状に委任者本人が押印した上で、押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を添付するか、②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

様式第21号（第26条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

滋賀県議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることに決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
保有個人情報利用停止請求書の收受年月日および收受番号	年 月 日 收受番号 番
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容および理由	
利用停止（予定）年月日	年 月 日
担当課等	電話番号
備考	

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に滋賀県議会議長に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として（滋賀県議会議長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過す

る前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第22号（第26条関係）

保有個人情報一部利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

滋賀県議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第1項の規定により、次のとおり一部を利用停止することに決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
保有個人情報利用停止請求書の收受年月日および收受番号	年 月 日 收受番号 番
利用停止請求の趣旨	
利用停止をする内容および理由	
利用停止（予定）年月日	年 月 日
利用停止をしない内容および理由	
担当課等	電話番号
備考	

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に滋賀県議会議長に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として（滋賀県議会議長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

滋賀県議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
保有個人情報利用停止請求書の收受年月日および收受番号	年 月 日 收受番号 番
利用停止をしない理由	
担当課等	電話番号
備考	

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に滋賀県議会議長に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として（滋賀県議会議長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第24号 (第27条関係)

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

滋賀県議会議長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第42条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
保有個人情報利用停止請求書の收受年月日および收受番号	年 月 日 收受番号 番
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等	電話番号
備考	

様式第25号（第28条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

滋賀県議会議長



年 月 日付で請求のありました保有個人情報の利用停止については、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第43条第1項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
保有個人情報利用停止請求書の收受年月日および收受番号	年 月 日 收受番号 番
条例第43条第1項の規定を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
担当課等	電話番号
備考	

様式第 26 号 (第 29 条関係)

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

滋賀県議会議長



年 月 日付けの保有個人情報の開示決定等に対する審査請求については、次のとおり滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会に諮問しましたので、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第45条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の内容	
審査請求の内容	
審査請求年月日	年 月 日
諮問をした年月日	年 月 日
担当課等	電話番号
備考	